

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書

1 事業実施の趣旨

血液製剤使用適正化方策調査研究事業は、適正な輸血療法の実施及び血液製剤の使用適正化を推進し、以て血液製剤の安全性の確保・国内需給の推進に資する観点から、医療機関において実施している積極的な取組を全国的に共有し、効果的な適正化推進方策の普及を図るために必要な調査研究を行うことを目的とする。

2 事業委託内容

次に掲げる事業を行うものとする

- (1) 当該都道府県における医療機関の輸血療法委員会設置状況や効果的な血液製剤使用適正化への取組等の把握
- (2) 組織的かつ効果的な血液製剤使用適正化の取組
- (3) 適正な輸血療法に関する普及・啓発活動

3 事業実施期間（事業契約期間）

契約締結日から平成23年3月31日（木）まで

4 事業委託予定額（限度額）

7,094 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、採択1件あたりの予算額は約700千円である。

上記事業委託予定額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 その他（応募にあたっての留意事項）

(1) 研究の組織について

本事業の実施にあたっては、研究代表者を定めるとともに、「合同輸血療法委員会設置要綱」を定める等、委員会組織の枠組みを明確にすること。

(2) 委託費の管理及び経理について

研究代表者は、その責のもと委託費の管理及び経理を行うとともに、厚生労働省医薬食品局長と委託契約書を交わすものとする。

また、事業終了後に精算払いの請求書を提出するものとする。

なお、予算項目等については別紙のとおりとする。

- (3) 平成23年4月10日までに研究報告書及びわかりやすい成果の概要図(スライド1枚程度)を提出する。なお、これらの提出物は、ホームページ等にて公開することがある。

平成22年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業委託費予算項目一覧

(1) 諸謝金

血液製剤使用適正化方策調査研究事業の事務、事業及び試験研究等を委嘱された者又は協力者等に対する報酬及び謝金(調査、講演、執筆、作業、研究、協力等に対する報酬及び謝金)

本研究事業に従事する者に対する報酬及び謝金ではないことに注意。

(2) 旅費(職員旅費、外国旅費、委員等旅費)

【職員旅費】

常勤の職員に支給する調査、検査、指導、連絡監督及び護送等の旅費

常勤の職員の研修、講習等のために支給する旅費

【外国旅費】

外国への出張及び赴任並びに帰朝、帰国等の旅費

【委員等旅費】

顧問、参与の旅費

各種委員会、審議会、調査会、評議会等の委員長、委員、幹事、評議員、書記等の出席

(3) 消耗品費

各種事務用品(コピー用紙、罫紙、封筒、ファイル、筆記用具、文具用品類等)の対価

事業用消耗品及び消耗材料の対価

事業用(試験、研究、検査、検定、実験、実習等)、医療用等の消耗器材、薬品類、肥料、種苗、動物、植物、その他消耗品の対価

新聞、官報、雑誌、パンフレット類の図書(備品費として整理するものを除く。)の対価

その他短時日に消耗しないが、その性質が長期使用に適しないもの及び器具機械として整理し難いものの対価

飼育動物の飼料の対価

(4) 印刷製本費

図書、文書、議案、図面、罫紙類、諸帳簿、パンフレット等の印刷代(用紙代含む)

図書、雑誌、書類、伝票、帳簿等の製本代、表装代

(5) 通信運搬費

郵便料、電話料及びデータ通信料(電信電話架設料、電話加入料等を含む)
事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃
近距離の乗船及び乗車の回数券
有料道路の通行券

(6) 借料及び損料

器具機械借料及び損料、会場借料、物品等使用料及び損料、車両等の借り上げ、駐車場等

(7) 会議費

会議用及び式日用の茶菓弁当等の対価

血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書募集要領

1 総 則

本平成 22 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本平成 22 年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業の内容は、別添「血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書作成のための仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

3 事業実施期間

契約締結日から平成 23 年 3 月 31 日(木)まで。

4 予算額

業務の予算額は 7,094 千円(消費税及び地方消費税額を含む。)以内を予定している。なお、採択 1 件あたりの予算額は約 700 千円である。

また、上記委託金額は、変動する可能性があり、変動後は速やかに受託者に通知する。

5 参加資格

- (1) 都道府県ごとに組織されている地域医療の代表者及び医療機関の管理者 等の委員から構成された「合同輸血療法委員会」の研究代表者であること。
- (2) 国をはじめとして、各地方公共団体等関係機関、関係団体との各種調整を円滑に行うことが可能な者であること。
- (3) 本事業の趣旨を十分理解し、十分な調査結果を得ることが可能な者であること。

6 企画競争説明書に対する質問受付及び回答

(1) 受付先

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

厚生労働省医薬食品局血液対策課総務係 担当：内野、滝澤

TEL 03-5253-1111(内線 2903)

FAX 03-3507-9064

(2) 受付期間

平成 22 年 8 月 13 日(金)までの 10:00~18:00

(3) 受付方法

FAX(A4、様式自由)にて受け付ける。

(4) 回答

平成22年8月20日(水)までに企画競争参加者に対してFAXにて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

仕様書に基づいた研究計画書を(別添)に従って作成する。

「平成22年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業」研究計画書
合同輸血療法委員会設置要綱等

すでに組織されている合同輸血療法委員会においては、その活動内容を示すもの

(2) 提出期限等

提出期限

平成22年8月20日(金)18時

企画書等の提出場所及び作成に関する問い合わせ先

6(1)に同じ

提出部数

各1部

提出方法

郵送とする。

提出に当たっての注意事項

ア 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者当たり1件の研究計画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 虚偽を記載した研究計画書等は、無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した研究計画書等は、無効とする。

カ 研究計画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

8 評価の実施

(1) 「平成22年度血液製剤使用適正化方策調査研究事業に係る企画書等評価基準」に基づき、提出された企画書等について評価を行い、業務の目的に合致し、かつ評価の高い企画書等を提出した10者を選定し、契約候補者とする。その際、必要に応じ事業の実施に係る条件等を付する場合がある。

(2) 評価結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

9 その他

(1) 企画書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 詳細については仕様書に従うものとする。

別添

平成22年度 血液製剤使用適正化方策調査研究事業 研究計画書

平成__年__月__日

医薬食品局長 殿

住 所 〒 _____
所属機関 _____
フリカ`ナ _____
研究代表者 氏 名 _____
TEL・FAX _____
E-mail _____

平成21年度血液製剤使用適正化方策調査研究を実施したいので次のとおり研究計画書を提出する。

1. 研究課題名： _____

2. 経理事務担当者の氏名及び連絡先（所属機関、TEL・FAX・E-mail）：

氏 名 _____ 所属機関 _____
TEL _____ FAX _____
E-mail _____

3. 合同輸血療法委員会組織（現時点では参加予定でも可）

研究者名	分担する研究項目	所属機関及び 現在の専門 （研究実施場所）	所属機関 における 職名

5 . 代表者又は応募する地域で血液製剤適正使用に関連して取り組んできた状況

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
